

平成29年度

財政援助団体等監査結果報告書

大 衡 村 監 査 委 員

監 査 結 果 報 告

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査

2. 監査の目的

財政援助団体等の監査は、村補助金を交付している団体に対して財政援助等に関わる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、補助金の使途が適正であるかを主眼に実施した。

3. 監査の対象

① 監査の対象補助金 大衡村社会福祉協議会事業補助金

平成 28 年度 14,449 千円

平成 29 年度 25,000 千円

② 監査の対象補助金交付団体等

- ・社会福祉法人 大衡村社会福祉協議会
- ・所管課：健康福祉課

4. 監査の実施期日

平成 30 年 2 月 1 日（木）

5. 監査の範囲

平成 28 年度及び平成 29 年度に執行した村からの補助金に係る出納、その他の事務の執行について範囲とした。

6. 監査の方法

補助金が交付目的に従って適正かつ効果的に執行されているか、平成 28 年度から平成 29 年度までの出納その他の事務執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを照合、確認をすると共に、健康福祉課からその執行状況の説明を聴取し質疑等を行った。

また、「社会福祉法人大衡村社会福祉協議会」に出向き、村からの補助金に係る会計書類、その他関係書類調査及び聞き取り調査を行った。

7. 監査の結果

大衡村社会福祉協議会の組織は、法人運営事業・介護保険事業・地域活動支援センター事業の 3 事業に分かれており、現在 16 名の職員で運営されている。

大衡村社会福祉協議会事業補助金は、その内の、法人運営事業に係る職員人件費を補助する為に拠出しており、平成 28 年度は 14,449 千円だった補助金額が、平成 29 年度は

事業量の増加による人員不足を解消する為、職員を2名増員し、計8名とする事に対し、10,551千円増額の25,000千円の補助金を交付した。

監査の結果、現地において、平成29年度の法人運営事業分人件費を過少に予算計上されているのを確認し、口頭で適正な予算更正を図るよう指摘したところ、後日監査提出説明資料に誤謬があり、改めて担当課より謝罪と再説明を受けた。その結果、概ね適正に事業の執行がなされていると認められた。なお、補助金の運用については、金額の多少にかかわらず慎重かつ、厳正に処理して頂きたい。

担当課においても、補助金決定の際には、社会福祉協議会が作成する積算資料等を十分検査し、交付手続きをするよう願う。

社会福祉協議会は、大衡村の社会福祉向上を担う重要な組織ではあるが、協議会の財政基盤は非常に弱い事から、自己財源の拡充確保、事務事業の見直し等を図り、村の財政援助の在り方について検討すべきである。